

軽自動車税について

◎納期限内に納めましょう

平成27年度軽自動車税の納期限(口座振替日)は、**6月1日(月)**です。

納税通知書の裏面に記載されている最寄りの金融機関等(全国の主なコンビニエンスストアでも納付できます)にて、納期限内に納めてください。なお、納期限を過ぎてしまうと、ゆうちょ銀行およびコンビニエンスストアでの取扱いができなくなってしまうので、ご注意ください。

また、口座振替で納付される方は預金残高の確認をお願いします。

◎口座振替の方の車検用納税証明書の発送について

金融機関等の窓口で納付された方は、領収証書の右側に車検用納税証明書が付いていますので、車検を受ける場合にはご利用ください。口座振替の方は、**6月中旬ごろ**に車検用納税証明書を発送する予定です。

なお、口座振替の方で、車検用納税証明書発送前に車検を受けられる場合は、振替記帳済みの預貯金通帳を持参のうえ、税務課または各支所地域課で、納税証明書を申請してください。手数料は無料です。

※原動機付自転車・小型特殊自動車・2輪車等

車種区分		税額	
原動機付自転車	排気量50cc以下	1,000円	
	排気量50cc超90cc以下	1,200円	
	排気量90cc超125cc以下	1,600円	
ミニカー(50cc以下)		2,500円	
ボートトレーラー		2,400円	
2輪の軽自動車(排気量125cc超250cc以下)		2,400円	
2輪の小型自動車(排気量250cc超)		4,000円	
小型特殊自動車	農耕用	2輪のもの	1,600円
		4輪またはキャタピラのもの(排気量1,000cc以下)	2,400円
		4輪またはキャタピラのもの(排気量1,000cc超)	3,100円
	その他のもの(フォークリフト等)	4,700円	

※3輪・4輪の軽自動車

車種区分		平成27年3月31日までに登録された車両	平成27年4月1日以降に新規登録した車両
3輪		3,100円	3,900円
4輪	乗用	自家用	7,200円
		営業用	5,500円
	貨物	自家用	4,000円
		営業用	3,000円

◎減免手続について

軽自動車税は、心身に障がいのある方や、その方のために使用する軽自動車について、一定の要件を満たす場合、申請により減免制度があります(生活保護を受給している方が所有する原付バイク等も同様です)。なお、自動車税ですでに減免を受けている場合は、減免申請できません。

納期限1週間前の**5月25日(月)**までに、税務課または各支所地域課で申請してください。詳しくは、税務課までお問い合わせください。

用意するもの

1. 減免申請書および調査書(税務課または各支所地域課にあります)
2. 印鑑(認め印)
3. 障害者手帳
4. 平成27年度軽自動車税納税通知書
5. 運転する方の運転免許証

広報かさま平成26年12月号にてお知らせした内容のとおり、平成27年度から軽自動車税が見直される予定でしたが、原動機付自転車・小型特殊自動車・2輪車等の税額については一年延期となりました。

【問合せ】税務課(内線112・113)